



レディーミクスコンクリートの使用に係る取扱いについて（通知）

技術基準の種類：技術管理
通知日：平成7年4月17日

管号外
平成7年4月17日

部内各課長殿
各土木事務所長殿
鳥取港湾事務所長殿

土木部長

レディーミクスコンクリートの使用に係る取扱いについて（通知）

このことについては、平成2年3月29日付発管第244号に基づく要領1～要領3により取り扱っているところですが、セメント試験成績表の取扱いについて、下記のとおり変更しますので、生コンクリート使用届受取り時等に適正に取り扱われるよう責課、責事務所職員へお知らせください。

記

- 1 変更の内容
 - (ア) 要領1、要領2 関係
 - (1) 各工事毎に提出される使用届に添付されていたセメント試験成績表は今後その添付は要さない。
 - (2) 1ヶ月毎の各種試験成績表提出時に「セメント試験成績表」（写し）等を提出する。
 - (イ) 要領3 関係
 - (1) 提出資料の内、セメント試験成績表（本書）をセメント試験成績表（写し）とする。
- 2 変更後の取扱い 要領1～要領3 別紙による。

（別紙省略）